

取引残高報告書等の 記載事項等の政省令案

制度調査部
金本 悠希

金融商品取引業者等の販売・勧誘ルール政省令案 4

【要約】

2007年4月13日に、金融商品取引法制に関する政令案・内閣府令案等が金融庁によって公表された。5月21日までパブリック・コメントに付された。内容は多岐に渡るが、本稿では、金融商品取引業者等に適用される取引残高報告書等の書面交付義務について扱う。

取引残高報告書は、有価証券の売買等の契約が成立した場合などに、原則として事業年度の四半期の末日ごとに交付するとされる。ただし、直近に取引残高報告書を作成した日から、一年間その金融商品取引契約が成立していない場合などは、一年経過した日に交付するとされる。

記載事項は、契約成立の年月日、有価証券の受渡しの年月日など様々な事項が定められている。また、金融商品取引契約の種類に応じて異なった記載事項が規定されている。

1. はじめに

2006年6月7日、証券取引法を金融商品取引法に改正することなどを内容とする、「証券取引法等の一部を改正する法律」「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が可決・成立した。

金融商品取引法の中で、金融商品取引業者等に適用される行為規制が規定されている。そのなかで、金融商品取引業者等は、契約が成立したとき「その他内閣府令で定めるとき」は、所定の書面を顧客に交付しなければならないと規定されている。しかし、規制の細則は政省令にゆだねられていた。

2007年4月13日に、金融商品取引法制に関する政令案・内閣府令案等が金融庁によって公表された。そのなかで、契約締結時等の書面交付義務の規制に関する政省令案も公表されており、本稿では、その中でも取引残高報告書等の記載事項について解説する。

2. 取引残高報告書

(1) 取引残高報告書の交付

前述のように、金融商品取引法は、金融商品取引業者等は、契約が成立したとき「その他内閣府令で定めるとき」は、所定の書面を顧客に交付しなければならないと定めている（金融商品取引法37条の4第1項）。この「その他内閣府令で定めるとき」の一つとして、今回公表された金融商品取引業者等に関する内閣府令案（以下、金商業府令案）では、取引残高報告書を交付することが定められている。

具体的には、以下の場合に、取引残高報告書を交付すると定められている（金商業府令案 100 条 1 項 3 号）。

有価証券の売買その他の取引若しくはデリバティブ取引等¹の契約が成立した場合
有価証券・金銭の受け渡しを行った場合

取引残高報告書の交付の頻度は、原則として**事業年度の四半期の末日ごと**である。ただし、以下の場合は、それぞれ以下のように定める頻度で交付することとされる（金商業府令案 100 条 1 項 3 号イ、ロ）。

直近に取引残高報告書を作成した日から、一年間その金融商品取引契約が成立していない場合	その日から一年を経過する日ごと
直近に取引残高報告書を作成した日から、一年間受渡しを行っていない場合	
金融商品取引契約が成立し、または受渡しを行った場合にはその都度取引残高報告書の交付を受けることについて顧客から請求がなされたとき ²	金融商品取引契約の成立又は受渡しの都度

（２）取引残高報告書の記載事項

今回の政省令案では、取引残高報告書の記載事項も規定されている。それによると、取引残高報告書には、以下の事項を記載しなければならないとされている（金商業府令案 115 条）。

顧客の氏名又は名称

報告対象期間³において成立した金融商品取引契約等に関する、以下の事項

a. 当該金融商品取引契約の成立の年月日

b. 有価証券の受渡しの年月日

c. 売付け若しくは買付け⁴の別又は募集、売出し若しくは私募若しくは買取り、解約若しくは払戻しの別

d. 有価証券の種類又はデリバティブ取引の種類

¹ 有価証券等清算取次ぎを除く。

² ただし、金銭・有価証券の残高等を省略している場合（金商業府令案 115 条 5 項）は、事業年度の四半期の末日ごとに交付しなければならない。

³ 事業年度の四半期。ただし、直近に取引残高報告書を作成した日から 1 年間当該金融商品取引契約が成立しておらず、または当該受渡しを行っていない場合は、当該日以降 1 年間。

⁴ 先物取引を除くデリバティブ取引については、別途定められている。

e. 銘柄⁵

f. 約定数量⁶

g. 単価、対価の額、約定数値その他取引一単位当たりの金額又は数値

h. 支払金額及び手数料

i. 現金取引、信用取引、先物取引又は先渡取引の別

報告対象期間において行った有価証券の受渡しの年月日並びに当該有価証券の種類及び件数若しくは口数又は券面の総額

報告対象期間において行った金銭の受渡しの年月日及びその金額

報告対象期間の末日における金銭及び有価証券の残高

報告対象期間の末日における信用取引、発行日取引⁷及びデリバティブ取引の未決済勘定明細及び評価損益

の金融商品取引契約が信用取引である場合は、以下の事項

a. 新規又は決済の別

b. 弁済期限

c. 信用取引支払利息若しくは信用取引受取利息又は品借料若しくは品貸料

の金融商品取引契約が、市場デリバティブ取引のうち有価証券先物取引・有価証券指数先物取引である場合は、新規又は決済の別

の金融商品取引契約が、市場デリバティブ取引のうち有価証券オプション取引等・選択権付債券売買である場合は、以下の事項

a. 権利行使期間

b. 権利行使価格

c. プット又はコールの別

d. 新規、権利行使、転売、買戻し又は相殺の別

e. 限月

f. 対価の額又は選択権料

の金融商品取引契約が、市場デリバティブ取引のうちスワップ取引である場合は、以下の事項

a. 取引期間

b. 受渡しの年月日

の金融商品取引契約が、店頭デリバティブ取引のうち有価証券先物取引・有価証券指数先物取引である場合は、以下の事項

a. 自己又は委託の別

b. 期日

⁵ 取引の対象となる金融商品、金融指標その他これらに相当するものを含む。

⁶ 数量がない場合は、件数又は数量に準ずるもの。

⁷ 国債の発行日前取引を除く。

c. 新規、決済又は解除の別

の金融商品取引契約が、店頭デリバティブ取引のうち有価証券オプション取引等である場合は、以下の事項

- a. 自己又は委託の別
- b. 権利行使期間
- c. オプションの行使により成立する取引の内容
- d. 対価の額

の金融商品取引契約が、店頭デリバティブ取引のうち一定のスワップ取引である場合は、以下の事項

- a. 自己又は委託の別
- b. 取引期間
- c. 受渡しの年月日

取引残高報告書は、以下のように記載を省略できる場合等が定められている（金商業府令案 115 条 3 項～8 項）。

(A) 契約締結時交付書面を交付しない一定の顧客から、同一日における同一銘柄の注文を一括することについてあらかじめ同意を得ている場合

g として、同一日における当該銘柄の売買の単価の平均額を記載できる

(B) が市場デリバティブ取引で、注文・清算分離行為⁸が行われたものである場合

h の手数料として、注文執行会員等及び清算執行会員等が顧客から直接受領した手数料を記載できる

(C) 金融商品取引契約が成立した場合等にはその都度取引残高報告書の交付を受けることを顧客が請求した場合

契約締結時交付書面に記載されている事項及び 、 を省略できる

(D) ~ ⁹のうち、個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面に記載されている事項の記載を省略できる

(E) 記載事項のうち、事故処理である場合に係るものについては、記載を省略できる

(F) が市場デリバティブ取引で、注文・清算分離行為が行われたものである場合は、 、 、 a、
、 d を省略できる

⁸ 金融商品取引所の規則に従って、会員等が行った市場デリバティブ取引の売付け・買付を将来に向かって消滅させ、同時に、消滅した市場デリバティブ取引の売付け・買付けと同一内容の市場デリバティブ取引の売付け・買付けが他の会員等の名義で新たに発生する行為。

⁹ a、d～f、h（手数料に限る）を除く。

3 . 取引残高報告書を交付する必要がない場合

取引残高報告書は、以下の場合は交付する必要がないとされている（金融商品取引法 37 条の 4 第 1 項但書き）。

金融商品取引契約の内容その他の事情を勘案し、当該書面を顧客に交付しなくても公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして内閣府令で定める場合

今回公表された金商業府令案では、取引残高報告書を交付する必要がない「内閣府令で定める場合」として、以下の場合が定められている（金商業府令案 118 条）。

顧客が外国政府等¹⁰であって、以下の条件をともに満たす場合

顧客の権限ある者から書面又は情報通信によりあらかじめ交付を要しない旨の承諾を得ている

顧客からの取引残高に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている¹¹

金融商品取引契約が市場デリバティブ取引であって顧客の指示に基づき注文・清算分離行為が行われた場合で、以下の条件を満たす場合

注文執行会員等が顧客に対して契約締結時交付書面を交付することに代えて清算執行会員等が交付することにつき、あらかじめ顧客、注文執行会員等及び清算執行会員等の間で書面により合意している

4 . 商品ファンド運用状況報告書

商品ファンド関連取引に関しては、取引残高報告書とは別に運用状況報告書を作成・交付しなければならないとされている。

具体的には、金融商品取引業者等は、商品ファンド関連取引契約を締結しているときは、商品ファンドの運用の計算期間の末日以後遅滞なく、商品ファンド運用状況報告書を作成・交付しなければならないと定められている（金商業府令案 100 条 2 項）。

商品ファンド運用状況報告書には、以下の事項を記載することとされている（金商業府令案 116 条）。

報告書の作成の日及び前回の報告書の作成の日

¹⁰外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行及び日本国が加盟している国際機関が含まれる。

¹¹顧客が適格機関投資家である場合を除く。

計算期間末における純資産総額及び一口あたりの純資産額¹²

計算期間における運用の経過

計算期間末における商品先物取引・商品投資等ごとの資産配分状況

計算期間に係る商品ファンドの貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面

の書面その他の財務計算に関する書類が公認会計士又は監査法人の監査を受けたものである場合は、その旨及びその範囲

の書面その他の財務計算に関する書類が公認会計士又は監査法人の監査を受けたものでない場合は、その旨

計算期間における商品ファンド関連受益権の募集、私募又は売出しの件数、解約件数及び償還件数並びにそれらによる資産の増減額並びに運用開始から計算期間末までの募集、私募又は売出しの件数、解約件数及び償還件数並びにこれらによる資産の増減額

配当に関する以下の事項

a. 計算期間における配当の総額

b. 計算期間における一口あたりの配当の金額

5 . 施行日

金融商品取引法の施行は、2007年12月13日までの政令で定める日¹³である。しかし、金融庁のホームページでは、2007年9月ころを予定しているとされている¹⁴。

¹² 信託財産の金額を含む。

¹³ 「証券取引法等の一部を改正する法律」が公布（2006年6月14日）されてから、1年6ヶ月を超えない政令で定める日。

¹⁴ <http://www.fsa.go.jp/news/18/syouken/20070413-3.html> 参照。